

廃棄物分類表

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

種 類		大分類	中分類	具 体 例 (小 分 類)
汚泥(泥状のもの)	有機性汚泥	02	11	製紙汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、ビルビッド汚泥(し尿を含むものは除く)、廃水処理汚泥、染色廃水処理汚泥、なめし皮汚泥等の排水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、イースト菌培養残渣、その他泥状を呈する有機性廃棄物
		02	12	下水汚泥
	無機性汚泥	02	21	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、金属さび粉体、廃ショットプラスチック(さび落したものに限り)、廃サンドプラスチック(塗料かすを含むものに限り)、脱硫石膏、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物
		02	22	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
		02	23	上水汚泥
		67	24	水銀を15mg/kgを超えて含有する汚泥
		71	25	石綿を0.1%を超えて含有するもの
廃油	一般廃油	03	11	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料
		03	12	魚油、鯨油、ヘット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	03	20	アルコール類、ケトン、洗浄油	
	03	30	タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル	
	03	40	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム	
	03	50	油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニス、クーラント液(LLC)	
廃酸	無機性の酸性廃液	04	01	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄液、エッチング廃液、染色酸性廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液、硫酸ピッチ
	写真定着廃液	04	02	写真定着廃液
	有機性の酸性廃液	04	03	干酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液
	水銀含有	68	04	水銀を15mg/Lを超えて含有する廃酸
廃アルカリ	アルカリ性廃液	05	01	アルカリ性洗浄廃液、液洗び用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、ドロマイト廃液、染色排水(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、硫化ソーダ廃液
	写真現像廃液	05	02	写真現像廃液
	水銀含有	69	03	水銀を15mg/Lを超えて含有する廃アルカリ
廃プラスチック類	F R P	06	11	繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、FRP船
	熱可塑性プラスチック	06	12	ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂
	熱硬化性樹脂	06	13	フェノール樹脂(バークライト)、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラニン樹脂、ウレタン樹脂
	プラスチック製品くず	06	14	塗料かす(固形)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電熱皮膜材、プラスチックタイル、発泡スチロール、シート、ビニールシート、ビニール袋、プラスチック内装材くず、梱包材くず、合成皮革くず
	合成ゴム	06	15	パッキンくず、ライニングくず、固形ラテックス
	合成繊維	06	17	ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ、化学繊維
	廃タイヤ	06	25	大型車用廃タイヤ
	廃タイヤ	06	26	普通車・軽自動車用廃タイヤ
	量(合成樹脂)	06	40	量(合成樹脂製のもの)
	塩ビ	06	41	塩ビ管、塩ビ製内装材、塩ビ系建材
	断熱材(合成樹脂)	06	42	断熱材(合成樹脂製のもの)
	建設系プラスチック(量、塩ビ、断熱材、石綿含有を除く)	06	43	塗料かす(固形)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電熱皮膜材、プラスチックタイル、発泡スチロール、シート、ビニールシート、ビニール袋、プラスチック内装材くず(塩ビ除く)、プラスチック系建材(塩ビ除く)、梱包材くず、合成皮革くず
	石綿含有廃棄物	21	30	石綿を0.1%を超えて含有するもの
紙くず	紙くず	07	01	印刷用紙、裁断紙くず、段ボール、コピー用紙
	建設系紙くず	07	02	壁紙、障子、包装材、段ボール、板紙等建材
木くず	08	01	木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類、防腐・防虫木材、薬液処理合板、CCA処理木材	
	08	02	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材	
繊維くず	繊維くず	09	00	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維(天然繊維が主体のもの) <<注意!>> 合成繊維は「廃プラスチック類」に分類されます。
	量(天然繊維)	09	01	量(天然繊維のもの)
	建設系繊維くず(量を除く)	09	02	じゅうたん、内装材、梱包材、綿くず、ロープ
動物性残さ	動物性残さ	10	01	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、天然皮革くず、ポイルかす、缶詰め・瓶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛
	植物性残さ	10	02	ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、おから、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、果物の皮、種子、野菜くず、薬草かす、油かす、パンくず、原料くず
動物系固形不要物	11	00	と畜場から生ずる内臓、骨など獣畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生ずる食鳥に係る固形状の不要物	
ゴムくず	12	00	ゴムくず、エポナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず	

前記の汚泥を事業所内で脱水・乾燥している場合は脱水・乾燥した汚泥の量が発生量になります。

種 類		大分類	中分類	具 体 例 (小 分 類)							
金 属 く ず	鉄 く ず	13	10	鉄くず、スクラップ(主体が鉄製の場合)、プリキくず、トタンくず、空き缶(鉄製のもの)							
	非鉄くず	13	20	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶、電線くず							
	混合金属くず	13	30	自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの							
ガラスくず コンクリートくず 及陶磁器くず	ガラスくず	14	10	白熱電球、窓ガラス、びん類、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン							
	陶磁器くず	14	20	セラミックくず、レンガ、陶器							
	石膏ボード	14	30	石膏ボードくず							
	コンクリート製品くず	14	40	コンクリート製品くず							
	瓦	14	41	陶器瓦、いぶし瓦							
	グラスウール	14	42	断熱材(グラスウール製のもの)							
	ロックウール	14	43	断熱材(ロックウール製のもの)							
石綿含有廃棄物	22	50	石綿を0.1%を超えて含有するもの								
鋳 さ い	廃砂	15	01	鋳物砂、サンドプラスチック							
	炉さい	15	02	高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さい、キューボラのノロ、ドロス、カラミ							
	鋳さい類	15	03	不良鋳石、ボタ、粉炭かす、鋳じん、破石くず、砕石くず							
	水銀含有	70	04	水銀を15mg/kgを超えて含有する鋳さい							
が れ き 類 [工作物の新築、改築又は除去に伴うもの]	コンクリート片	16	10	コンクリート破片、コンクリートブロック破片、セメント瓦							
	モルタル片	16	11	モルタル破片							
	廃アスファルト	16	20	アスファルトコンクリートの破片							
	レンガ破片など	16	30	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ、天然スレート、タイル、陶器瓦、いぶし瓦							
	石綿含有廃棄物	23	40	外壁材、屋根スレート(石綿を0.1%を超えて含有するもの)							
建設混合廃棄物	外壁材(管理型含む)	20	01	窯業系サイディング、木毛板、その他外壁材、屋根スレート(石綿含有廃棄物を除く)							
	外壁材(安定型のみ)	20	02	金属系サイディング、合成樹脂系サイディング(塩ビ系のものを除く)							
	その他建設混合廃棄物	20	00	工事現場内及び自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの							
動物のふん尿	17	00	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわとりのふん尿、馬のふん尿								
動物の死体	18	00	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわとりの死体、馬の死体								
ば い じ ん	ばいじん	19	01	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着堆積したすず							
	水銀含有	65	02	水銀を15mg/kgを超えて含有するばいじん							
燃 え 殻	燃え殻	01	01	燃料などの焼却灰(石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、炉掃出物、クリンカなど) <<注意!>> 可燃ごみなどを自己で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「紙くず」、「木くず」等を発生時の種類として記入してください。							
	廃活性炭・廃カーボン	01	02	廃活性炭、廃カーボン、けいそう土かす							
	水銀含有	66	03	水銀を15mg/kgを超えて含有する燃え殻							
シュレッダーダスト	28	31	廃自動車破砕物、廃電気機械器具破砕物								
その他	次の廃棄物は上記具体例での分類をせず、以下の分類としてください。										
種類	廃家電品	廃ブラウン管(側面部)	廃プリント基板	蛍光灯(水銀使用を除く)	水銀使用蛍光管	水銀使用医薬品・農薬	水銀回収義務付け品	水銀使用製品産業廃棄物	廃バッテリー	使用済自動車	その他
大分類	28	28	28	28	61	62	63	64	28	28	28
中分類	10	11	12	13	14	15	16	17	20	30	00

2. 特別管理産業廃棄物

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は特別管理産業廃棄物として分類されます。

特別管理産業廃棄物	引火性廃油	31	18	揮発油類(燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど)	
	腐食性廃酸	32	08	水素イオン濃度指数〔pH〕2.0以下の廃液	
	腐食性廃アルカリ	33	08	水素イオン濃度指数〔pH〕12.5以上の廃アルカリ	
	感染性廃棄物		34	18	血液、血清、血漿、体液(精液を含む)、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの(注射針、メス、試験管、シャーシ、ガラスくず等)、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの(試験管、シャーシ等)、汚染物が付着した廃プラスチック類等
		廃PCB等	35	60	廃PCB等
	PCB汚染物	44	60	PCB汚染物	
	PCB処理物	45	60	PCB処理物	
	特定有害産業廃棄物	特定有害燃え殻	37	09	特定有害物質を含む焼却灰
		特定有害有機性汚泥	38	19	特定有害物質を含む汚泥
		特定有害無機性汚泥	38	29	特定有害物質を含む汚泥
		特定有害廃油	39	19	特定有害物質を含む廃油、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンを含む廃油等
		特定有害廃酸	40	09	特定有害物質を含む酸性廃液
		特定有害廃アルカリ	41	09	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
		特定有害廃石綿等	36	08	吹き付け石綿(アスベスト)、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
		特定有害廃水銀等	51	08	特定施設において生じた廃水銀等
指定下水汚泥		53	08	下水道法施行令で指定された汚泥	
特定有害鋳さい		52	08	特定有害物質を含む鋳さい	
特定有害ばいじん	42	09	特定有害物質を含むばいじん		
その他特定有害	50	00	特定有害物質を含むその他の廃棄物		

3. 建設工事から発生すると思われる主な廃棄物の種類

下表に例を示した廃棄物は、もれなく調査票に記入してください。
この例示以外の物も発生している場合は、「廃棄物分類表」 1. 及び2. を参照のうえ記入してください。

※大分類のガラコンは、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの略称です。

工事の種類	主な発生廃棄物の例(小分類)	大分類	中分類	小分類名称	大分類	中分類
木造家屋新築工事、改築(増築を含む)	壁紙、障子、包装材、段ボール、板紙等建材	紙くず	建設系紙くず	壁紙、障子、包装材、段ボール、板紙等建材	07	02
	空カン、トタン・ブリキ等加工くず	金属くず	鉄くず	鉄くず	13	10
	木くず	木くず	木くず	木くず	08	01
	じゅうたん、綿くず、ロープ、縄(天然繊維のもの)	繊維くず	建設系繊維くず(畳を除く)	じゅうたん、内装材、梱包材、綿くず、ロープ	09	02
	畳(天然繊維のもの)	繊維くず	畳(天然繊維)	畳(天然繊維のもの)	09	01
	畳(合成樹脂製のもの)	廃プラスチック	畳(合成樹脂)	畳(合成樹脂のもの)	06	40
	塗料かす(固形)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電熱皮膜材、プラスチックタイル、発泡スチロール、シート、ビニールシート、ビニール袋、プラスチック内装材くず(塩ビ除く)、プラスチック系建材(塩ビ除く)、梱包材くず	廃プラスチック	建設系プラスチックくず	塗料かす(固形)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電熱皮膜材、プラスチックタイル、発泡スチロール、シート、ビニールシート、ビニール袋、プラスチック内装材くず(塩ビ除く)、プラスチック系建材(塩ビ除く)、梱包材くず	06	43
	塩ビ管、塩ビ製内装材、塩ビ系建材	廃プラスチック	塩ビ	塩ビ管、塩ビ製内装材、塩ビ系建材	06	41
	ガラスくず	ガラコン	ガラスくず	窓ガラス等	14	10
	断熱材(グラスウール製のもの)	ガラコン	グラスウール	断熱材(グラスウール製のもの)	14	42
	断熱材(ロックウール製のもの)	ガラコン	ロックウール	断熱材(ロックウール製のもの)	14	43
	断熱材(合成樹脂製のもの)	廃プラスチック	断熱材(合成樹脂)	断熱材(合成樹脂製のもの)	06	42
	廃石膏ボード	ガラコン	石膏ボード	石膏ボードくず	14	30
	屋根瓦	がれき類	レンガ破片など	陶器瓦、いぶし瓦	16	30
外壁材(窯業系サイディング、木片や木材繊維を含むセメント板、紙粉を圧縮した後にセメントで固めたもの、安定型産業廃棄物になる物とならない物から成る複合材)(石綿含有廃棄物を除く)	建設混合廃棄物	外壁材(管理型含む)	窯業系サイディング、木毛板、その他外壁材、屋根スレート	20	01	
外壁材(安定型産業廃棄物のみから成るもの)(塩ビ系建材及び石綿含有廃棄物を除く)	建設混合廃棄物	外壁材(安定型のみ)	金属系サイディング、合成樹脂系サイディング(塩ビ系のものを除く)	20	02	
上記以外の残材	建設混合廃棄物	その他建設混合廃棄物	工事現場内及び自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの	20	00	
木造家屋解体工事(新築・改築工事と同様の廃棄物の他解体工事で発生するもの)	屋根瓦	がれき類	レンガ破片など	陶器瓦、いぶし瓦	16	30
	コンクリート解体残材	がれき類	コンクリート片	コンクリート破片、コンクリートブロック破片	16	10
	モルタル解体残材	がれき類	モルタル片	モルタル破片	16	11
	廃石綿(飛散性アスベスト建材)	特定有害廃石綿等	特定有害廃石綿等	吹き付け石綿等	36	08
	重量で0.1%を超える石綿を含有する外壁材、屋根スレート(非飛散性アスベスト建材)	がれき類	石綿含有廃棄物	外壁材、屋根スレート、その他	23	40
コンクリート建屋新築、改築(増築を含む)工事	場所打杭工法等からの汚泥	無機性汚泥	建設汚泥	建設高含水率汚泥等	02	22
	コンクリートハツリくず	がれき類	コンクリート片	コンクリート破片、コンクリートブロック破片	16	10
	モルタルハツリくず	がれき類	モルタル片	モルタル破片	16	11
	既存建屋解体残材	がれき類	コンクリート片	コンクリート破片、コンクリートブロック破片	16	10
	鉄筋、形鋼、トタン、空きカン等のスクラップ	鉄くず	鉄くず	鉄くず	13	10
	塩ビ管、塩ビ製内装材、塩ビ系建材	廃プラスチック	塩ビ	塩ビ管、塩ビ製内装材、塩ビ系建材	06	41
	ガラスくず	ガラコン	ガラスくず	窓ガラス等	14	10
	断熱材(グラスウール製のもの)	ガラコン	グラスウール	断熱材(グラスウール製のもの)	14	42
	断熱材(ロックウール製のもの)	ガラコン	ロックウール	断熱材(ロックウール製のもの)	14	43
	断熱材(合成樹脂製のもの)	廃プラスチック	断熱材(合成樹脂)	断熱材(合成樹脂製のもの)	06	42
	廃石膏ボード	ガラコン	石膏ボード	石膏ボードくず	14	30
	屋根瓦	がれき類	レンガ破片など	陶器瓦、いぶし瓦	16	30
	塗料かす(固形)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電熱皮膜材、プラスチックタイル、発泡スチロール、シート、ビニールシート、ビニール袋、プラスチック内装材くず(塩ビ除く)、プラスチック系建材(塩ビ除く)、梱包材くず	廃プラスチック	建設系プラスチックくず	塗料かす(固形)、エナメルかす、ラッカーかす、廃ポリマー、廃ワニス(樹脂系のもの)、染料かす(樹脂系のもの)、接着剤かす、電熱皮膜材、プラスチックタイル、発泡スチロール、シート、ビニールシート、ビニール袋、プラスチック内装材くず(塩ビ除く)、プラスチック系建材(塩ビ除く)、梱包材くず	06	43
	セメント空袋、壁紙、包装材、段ボール、板紙等建材	紙くず	建設系紙くず	壁紙、包装材、段ボール、板紙等建材	07	02
	外壁材(窯業系サイディング、木片や木材繊維を含むセメント板、紙粉を圧縮した後にセメントで固めたもの、安定型産業廃棄物になる物とならない物から成る複合材)(石綿含有廃棄物を除く)	建設混合廃棄物	外壁材(管理型含む)	窯業系サイディング、木毛板、その他外壁、屋根スレート	20	01
	外壁材(安定型産業廃棄物のみから成るもの)(塩ビ系建材及び石綿含有廃棄物を除く)	建設混合廃棄物	外壁材(安定型のみ)	金属系サイディング、合成樹脂系サイディング(塩ビ系のものを除く)	20	02
	畳(天然繊維のもの)	繊維くず	畳(建設工事かつ天然繊維)	畳(天然繊維のもの)	09	01
	畳(合成樹脂製のもの)	廃プラスチック	畳(合成繊維)	畳(合成繊維のもの)	06	40
	木材破片	木くず	木くず	木くず	08	01
	じゅうたん、綿くず、ロープ、縄(天然繊維のもの)	繊維くず	建設系繊維くず(畳を除く)	じゅうたん、内装材、梱包材、綿くず、ロープ	09	02
壁紙、障子、包装材、段ボール、板紙等建材	紙くず	建設系紙くず	壁紙、障子、包装材、段ボール、板紙等建材	07	02	
その他残材	建設混合廃棄物	その他建設混合廃棄物	工事現場内及び自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの	20	00	
コンクリート建屋解体工事(新築・改築工事と同様の廃棄物の他、解体工事で発生するもの)	鉄等の金属破片、スクラップ	鉄くず	鉄くず	鉄くず	13	10
	コンクリート構築物破片	がれき類	コンクリート片	コンクリート破片	16	10
	モルタル構築物破片	がれき類	モルタル片	モルタル破片	16	11
	廃石綿(飛散性アスベスト建材)	特定有害廃石綿等	特定有害廃石綿等	吹き付け石綿等	36	08
	重量で0.1%を超える石綿を含有する外壁材、屋根スレート(非飛散性アスベスト建材)	がれき類	石綿含有廃棄物	外壁材、屋根スレート、その他	23	40
橋梁、高架橋工事	形鋼等のスクラップ、鋼製の支保工残材	金属くず	鉄くず	鉄くず	13	10
	場所打杭工法等からの汚泥	無機性汚泥	建設汚泥	建設高含水率汚泥	02	22
鉄骨工事	支保工等の鋼材	金属くず	鉄くず	鉄くず	13	10
地下鉄、下水道施設工事	泥水シールド工法からの汚泥	無機性汚泥	建設汚泥	建設高含水率汚泥	02	22
	鋼製支保残材	金属くず	鉄くず	鉄くず	13	10
塗装工事	空カン	金属くず	鉄くず	鉄くず	13	10
	ビニールシート、塗料かす(固形)	廃プラスチック	建設系プラスチックくず	塗料かす(固形)、ビニールシート	06	43
	塗料かす(液状)	廃油	油付着物等	塗料かす(液状)	03	50
土地・宅地造成、掘削、林道、治山、砂防、災害復旧等の土木工事	コンクリートハツリくず	がれき類	コンクリート片	コンクリート破片	16	10
	既存建物解体残材	がれき類	コンクリート片	コンクリート破片	16	10
	伐採木、伐採材、伐根材	木くず	木くず	木くず	08	01
道路舗装工事	道路修復アスファルトくず	がれき類	廃アスファルト	アスファルトコンクリートの破片	16	20
	道路修復コンクリートくず	がれき類	コンクリート片	コンクリート片	16	10
電気工事	電柱(コンクリート製)	がれき類	コンクリート片	コンクリート片	16	10
	電柱(木製)	木くず	木くず	木くず	08	01
	電線くず	金属くず	非鉄くず	電線くず	13	20
	ガイシくず	ガラコン	陶磁器くず	陶磁器くず	14	20
	被覆くず	廃プラスチック	建設系プラスチックくず	電熱皮膜材	06	43
	アスファルトコンクリートくず	がれき類	廃アスファルト	アスファルトコンクリートの破片	16	20
設備給排水工事	塩ビ管	廃プラスチック	塩ビ管、塩ビ系建材	塩ビ管	06	41
	コンクリート管	がれき類	コンクリート片	コンクリート破片	16	10
	断熱材(グラスウール製のもの)	ガラコン	グラスウール	断熱材(グラスウール製のもの)	14	42
	断熱材(ロックウール製のもの)	ガラコン	ロックウール	断熱材(ロックウール製のもの)	14	43
	断熱材(合成樹脂製のもの)	廃プラスチック	断熱材(合成樹脂)	断熱材(合成樹脂製のもの)	06	42
	鉄等の金属片、スクラップ	金属くず	鉄くず	鉄くず	13	10